

～令和3年度～

協働まちづくり事業を



募集します！

◎「協働まちづくり事業」とは・・・

市民活動団体と行政とが、ともに地域課題や住民ニーズを認識し、各自の役割分担や経費分担を明確にしたうえで、その解決と実現に取り組む事業です。

本事業では、袋井市が目指すまちづくりの取り組み（袋井市総合計画）に関連した事業提案を市民活動団体から受け付け、その提案の中からふさわしい事業を選び、提案した団体に、市が事業を補助・連携して実施します。

◎事業説明会

申込不要

※ 新規で提案事業を申請予定の団体は、御参加ください。

【日 時】 令和3年2月16日（火）午後7時～8時30分

開場・受付 午後6時30分～

【会 場】 袋井市役所3階 301会議室

◎事業提案の申請受付

【申請期間】 令和3年2月17日（水）～3月19日（金）【必着】

【申請場所】 袋井市役所4階協働まちづくり課コミュニティ推進室に直接提出

【提出書類】 ①事業提案書（様式第1号）②事業計画書（様式第2号）

③予算書（様式第3号）④提案団体概要書（様式第4号）等

※ 応募書類は協働まちづくり課で配布するほか、袋井市ホームページからもダウンロードすることができます。（準備が出来次第配布・アップします。）

裏面もご確認ください

◎事業の種類

	事業区分	概要
(1)	補助事業	一般的に、特定の事業や研究等を育成、助長するために、公益上必要があると認める場合に、市民活動団体からの対価なく市が金銭的支援を行う手法です。
(2)	連携事業	補助事業とは違い、基本的に行政から一定の金銭的支援はなく、互いに不足・不得手とする部分を補い合う手法です。

◎事業費

協働まちづくり事業に係わる補助金等は以下のとおりです。

	事業区分	項目	補助金（上限）	備考
(1)	補助事業	補助金	補助率：2／3以内 〔補助金の限度額〕 ①新規事業（1年目） ：上限30万円 ②継続事業（2・3年目） ：上限20万円	同一事業の継続は、初年度を含め3年
(2)	連携事業	必要な経費	協働まちづくり事業では無し 事業担当課での予算範囲内	同一事業の継続は、3年後を目安に担当課との直接実施へ移行

◎応募資格

提案することができる団体は、次の要件を全て満たす団体となります。

ア 市内に事務所を置き、主として市内で市民活動を現に行っていること、または、今後市内で市民活動を行う計画があること。

イ 代表者を含め5人以上の構成員で組織していること。

ウ 団体に関する定款、規約等を有し、それに基づく運営がされていること。

エ 予算・決算を的確に行い、その内容を示すことができること。

オ 提案に係る事業を的確に遂行できる能力を有し、かつ、その成果報告ができること。

（※ 担当課などが資料作成や成果報告に助言や指導を超える支援が必要な場合は、遂行する能力を有しないと判断します。）

カ その他公の秩序に反する団体でないこと。

◆その他、詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

【問い合わせ】 袋井市役所 協働まちづくり課 コミュニティ推進室
TEL 44-3107 FAX 43-2132
Eメール shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp